

最近の環境・エネルギー政策の動向

震災前

京都議定書の約束（2008年～2012年の5年間で1990年比平均6%の温室効果ガス削減）達成のため、京都議定書目標達成計画（2005年策定、2008年改定）に基づき、地球温暖化対策を推進。
京都議定書目標達成計画は2012年度をもって計画期間終了。

国際動向

2013年以降の国際的枠組みの構築と目標の合意に向けた国際交渉の動向（COP）※1

国内動向

中長期目標（2020年までに25%、2050年までに80%削減）と地球温暖化対策の基本計画策定を規定する地球温暖化対策基本法案の国会提出（継続審議中）※2

東日本大震災・原発事故の発生

エネルギー・環境政策の抜本的見直しの動き

※1 COP17は南アフリカ・ダーバンに於いて昨年11/28～12/11開催。我が国が目指す「全ての国に適用される将来の法的枠組み」に関して、可能な限り早く、遅くとも2015年中に議論を終え、2020年から発効及び実施するとの道筋が合意された。また、京都議定書の第二約束期間について、その設定に向けた合意がなされたが、我が国は同約束期間には参加しない方針を表明し、自主的な削減努力を実施することとしている。

※2 地球温暖化対策基本法は、平成22年10月閣議決定、第176回臨時国会に提出され、現在も継続審議中。

国家戦略会議

平成23年12月22日 「日本再生の基本戦略」策定

エネルギー・環境会議

(議長: 国家戦略担当大臣 副議長: 経済産業大臣、環境大臣 構成員: 国土交通大臣、外務大臣、農林水産大臣 他)

平成23年12月21日 今春の選択肢提示に向けた基本方針を決定

同方針に基づき、原子力委員会、総合資源エネルギー調査会、中央環境審議会において、本年春を目途に原子力政策、エネルギーミックス、地球温暖化対策の選択肢の原案を策定する。

今春 エネルギー・環境戦略に関する戦略の選択肢の提示 → 国民的議論を進める
今夏 「革新的エネルギー・環境戦略」の決定

総合資源エネルギー調査会

- ・エネルギーミックスの選択肢の原案策定
- ・新エネルギー基本計画(案)

中央環境審議会

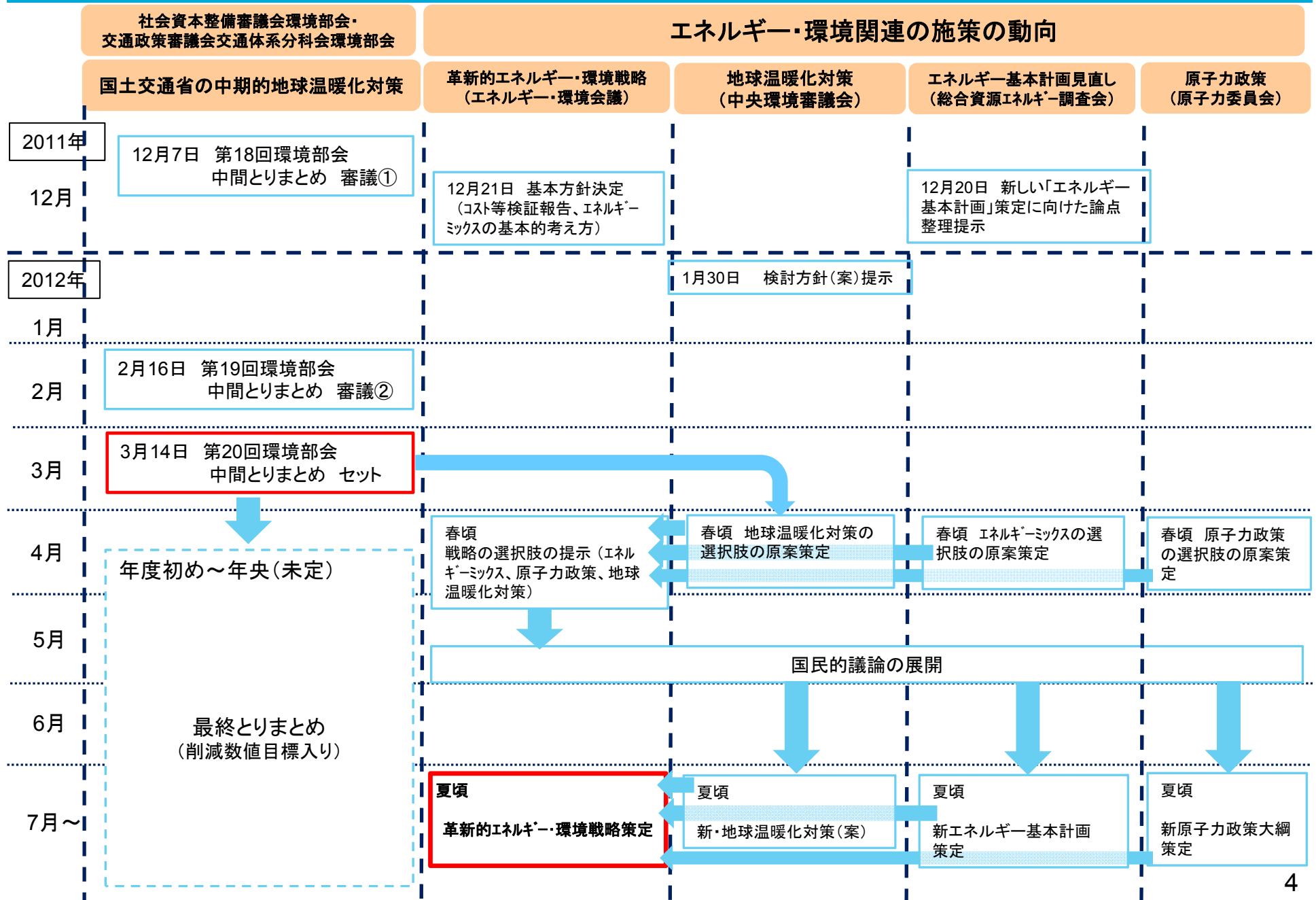
- ・地球温暖化対策の選択肢の原案策定
- ・新・地球温暖化対策(案)

原子力委員会

- ・原子力政策の選択肢の原案策定
- ・新・原子力政策大綱

社会資本整備審議会環境部会
交通政策審議会交通体系分科会環境部会
(国土交通省の中期的地球温暖化対策中間とりまとめ)

エネルギー・環境政策に関する政府全体のスケジュール 国土交通省



1. 世界で共有されている長期目標を視野に入れる

- 気温上昇を2°C以内にとどめる
- 2050年に世界半減、先進国80%削減を実現する
- 前提条件なしの2020年、2030年の目標を提示する

2. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現を目指すという明確な方向性を示す

- ① 他の追随を許さない世界最高水準の省エネ
 - 低炭素製造プロセスと低炭素製品で世界標準を獲得
 - すまい、くらし方などあらゆる面で省エネナンバーワン
- ② 後塵を拝した再エネを世界最高水準に引上げ
- ③ 省エネ・再エネ技術で地球規模の削減に貢献

3. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現に必要な施策を明示する

- 対策の裏付けとなる施策を明示する



世界をリードするグリーン成長国家の実現へ

・国土交通省と経済産業省の共同請議(主管:経済産業省)

背景

- ▶ 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- ▶ その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講じる。

法案の概要

- ▶ 需要家(工場、輸送等)が、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)の活用等により電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にすることにより、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくなる。
- ▶ 他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。

措置事項の概要

電力ピーク対策

▶ 需要家側における対策(工場、輸送等)

- ・需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電、蓄熱式の空調、ガス空調等の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にする。
- ・具体的には、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、当該取組が評価されるよう、国全体で省エネを推進するという考え方の範囲内で、例えば、省エネ法の努力目標の算出方法を見直す。
- ・その他必要な事項の改正を行う。

民生部門の省エネ対策

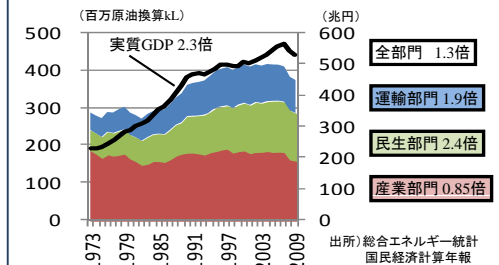
▶ 建築材料等に係るトップランナー制度

- ・これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、他の建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加する。
 - ・具体的には、建築材料等(窓、断熱材、水回り設備等)を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の省エネ性能の底上げを図る。
- ※トップランナー制度:エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

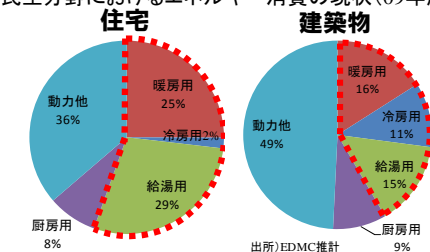
(現行の対象機器)乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫等23機器
(新規追加案) 窓、断熱材、水回り設備 等

※なお、2020年までに全ての新築住宅・建築物について省エネルギー基準への適合を段階的に義務化することとし、2020年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正にあわせて明確化するよう関係省庁と調整する。

最終エネルギー消費量の推移(73年から09年)



民生分野におけるエネルギー消費の現状(09年度)



※建築材料等の省エネ性能の向上により、住宅では約6割、建築物では約4割を占める暖房・給湯用エネルギー消費量の削減に貢献